

令和7年3月31日本会議上程予定の
令和6年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件（追加）

〈条例〉

1 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

1 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

地方税法の一部改正により、軽自動車税種別割の税率の区分が見直されることに伴い、原動機付自転車に係る税率の区分を新設等するほか、道路交通法の一部改正（4.4.27公布、7.3.24一部施行）により、免許情報記録個人番号カードの運用が開始されたことに伴い、所要の改正をする。

(2) 内容及び施行期日

項 目		改 正 案	施行期日
軽自動車税	1 軽自動車税種別割の税率の区分の見直しに伴う改正	原動機付自転車のうち、2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものを軽自動車税種別割の区分に加え、当該区分の税率を年額2,000円とする。	墨田区規則で定める日
	2 免許情報記録個人番号カード（いわゆる「マイナ免許証」）の運用開始に伴う改正	身体障害者等が軽自動車税種別割の減免を受けようとする場合の手続における運転免許証の提示について、マイナ免許証の提示によることも可能とする。	公布の日